

会議を行うにあたって

新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのポイント

新型コロナウイルス感染症は(COVID19)は、発症の2日前ほどから感染力があります。誰が感染しているか症状だけでは分かりません。不十分な対策では感染者から会議参加者に感染させる危険性が高まります。また、多くの参加者が濃厚接触者として判定される可能性があります。会議での感染リスクを減らすため、労働者健康安全機構では、「会議を行うにあたっての新型コロナウイルス感染防止のためのポイント」の動画を作成し、令和3年2月9日にHPへ掲載しました。また、「職場における新型コロナウイルス感染予防対策を推進するためのポイント」の動画も令和2年10月14日に更新しています。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/1923/Default.aspx>

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/1764/Default.aspx>

Point 1
マスクの
正しい着用

Point 2
参加人数制限、時間
短縮及びWeb会議の
促進 【密集会費】

Point 3
適切な配置
【密接会費】

Point 4
十分な喚起
【密閉回避】

Point 5
手指消毒・手洗
いの実施・共有
物の消毒

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改正について コラボヘルスの推進

適用日 令和3年4月1日

事業者が保険者と連携した健康保持増進に取り組むことにより、労働災害の防止、企業の生産性向上等につながることを踏まえ、THP指針が改正されました。

※コラボヘルスとは：保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者の予防・健康づくりを効率的・効果的に実行することです。

改正の概要

- 1 コラボヘルスの推進が求められていることを基本的考え方に追記
- 2 健康保持増進措置の検討にあたり、
 - ・ 健康診断の結果を保険者に提供する必要があること
 - ・ 保険者と連携して事業場内外の複数の集団間のデータを比較し、健康保持増進に係る取組の決定等に活用することが望ましいこととしたこと。
- 3 保険者から40歳以上の労働者の安衛法に基づく健康診断の結果を求められた場合に、事業者が当該結果を保険者に提供することは、法律に基づく義務であるため、第三者提供に係る本人の同意が不要であることを明示。

「職場における心とからだの健康づくりのための手引」にある事例も参考に、労働者の健康状況に応じて、健康保持増進対策を実施して下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00012.html

詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

研修会のご案内(4~6月)

番号	日時	研修テーマ	講師	研修開催地
看1 衛1	4月8日(木) 18:00-20:00	職場におけるメンタルヘルス	札幌花園病院院長 松原 良次	帯広市
看2 衛2	4月20日(火) 18:30-20:30	産業医が心得ておくべき 心理療法概説	札幌心身医療研究所所長 久村 正也	札幌市
看3 衛3	4月28日(水) 18:30-20:30	特化則の改正について	中央労働災害防止協会 北海道安全衛生サービス センター主任技術員 石塚 久美	苫小牧市
看4 衛4	5月7日(金) 18:30-20:30	特化則の改正について	中央労働災害防止協会 北海道安全衛生サービス センター主任技術員 石塚 久美	札幌市
看5 衛5	5月13日(木) 18:30-20:30	職場におけるメンタルヘルス	札幌花園病院院長 松原 良次	小樽市
看6 衛6	5月14日(金) 18:30-20:30	改正健康増進法による職場の 喫煙対策の新たな展開	JR札幌病院保健管理部部長 佐藤 広和	室蘭市
看7 衛7	5月27日(木) 18:30-20:30	産業医が心得ておくべき 心理療法概説	札幌心身医療研究所所長 久村 正也	函館市
看8 衛8	6月1日(火) 18:30-20:30	特化則の改正について	中央労働災害防止協会 北海道安全衛生サービス センター主任技術員 石塚 久美	旭川市
看12 衛12	6月21日(月) 18:30-20:30	産業保健スタッフとして知っ ておきたい労働者の口腔保健	木下歯科医院院長 木下 隆二	北見市
看9 衛9	6月24日(木) 18:30-20:30	メンタルヘルスにかかる 相談対応 そのポイント	さっぽろ産業医オフィス・ アシスト 代表	札幌市

※研修会にご出席される方へお願い

新型コロナウイルス(COVID-19)肺炎の感染拡大が憂慮されておりますが、ご参加を予定している方におかれましても携帯用消毒剤やマスク着用などの感染症対策に務めていただきますとともに、発熱や咳の症状がある場合は参加をお控え下さいます様、ご理解とご協力をお願い致します。

また、感染の拡大により研修・セミナーの開催が中止となる可能性があります。中止の際には参加予定の方にメール・電話等でご連絡を差し上げますが、念のため当センターのホームページで必ず事前に確認いただきますようお願い申し上げます。

- ☆ 研修会のお申し込みは、北海道産業保健総合支援センターホームページからお願いします。
- ☆ その他、研修申込方法、研修会場など詳しいことは北海道産業保健総合支援センター
電話011-242-7701まで、お問い合わせください。
- ☆ 研修料は無料です。※ **テーマが同じ研修は重複して受けることはできません。**

メルマガ会員募集中！！

毎月1回程度、研修会等の開催予定情報や産業保健に関する法改正等の情報を無料でメール配信しております。

北海道産業保健総合支援センターのホームページから申し込むことができます。

(<http://www.hokkaidos.johas.go.jp>)